

平成 26 年度第 1 回 静岡市障害者自立支援協議会 会議録

1 日 時 平成 26 年 7 月 10 日（木） 午後 1 時から午後 3 時まで

2 会 場 静岡市葵区追手町 5 番 1 号
静岡市役所本館 3 階 第 1 委員会室

3 出席者

委 員 江原勝幸委員/会長、鈴木真知子委員、畠山直史委員、山本忠広委員、
長谷川浩志委員、浅野一恵委員、檜垣智郎委員、青野全宏委員、
荒田真理子委員、中村文久委員、佐野可代子委員、松井和泉委員、
西尾陽子委員

事務局 村岡福祉部長、田形障害者福祉課長、望月地域リハビリテーション推進センタ
ー所長、内山児童相談所長、杉山保健所清水支所長、加納商業労政課雇用労働
政策担当課長、小村葵福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、
松田駿河福祉事務所生活支援課障害者支援担当課長、内藤清水福祉事務所生活
支援課障害者支援担当課長、河本学校教育課長

相談支援事業所

静岡市障害者相談支援推進センター、障害者生活支援センター城東、アグネス
静岡、静岡市支援センターなごやか、サポートセンターコンパス北斗、
静岡医療福祉センター児童部地域支援・相談室「やさしい街に」、ひまわり事業
団ピアサポートセンター、地域生活支援センターおさだ、清水障害者サポートセンタ
ー、障害者相談支援センターわだつみ、はーとぱる

4 傍 聴 者 一般傍聴者 4 人
報道機関 0 社

5 議 題

- (1) 平成 25 年度 静岡市障害者等相談支援事業について
- (2) 平成 25 年度 障がい者虐待防止対策支援事業について
- (3) 平成 26 年度 障害者自立支援協議会部会について
- (4) 行政区障害者相談支援連絡調整会議での地域課題検討状況

6 報告事項

- (1) サービス等利用計画作成状況について

7 会議内容

- (1) 開 会
- (2) 資料確認・日程説明
- (3) 新任委員紹介(松井委員)
- (4) 挨拶(福祉部長)
- (5) 欠席報告
- (6) 議事・会議の成立確認
- (5) 会議公開の了承

○江原会長 それでは、ここから議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひします。

本日の会議について、4名の傍聴の希望がありました。

本日の議題については、非公開とする内容ではありませんので、傍聴を認めることとしますが、よろしいでしょうか。

【異議なしであることを確認】

○江原会長 ありがとうございます。

それでは、傍聴を許可することにします。

(6) 議題

【議題(1) 平成25年度 静岡市障害者等相談支援事業の実績について】

○江原会長 それでは、最初の議題として、平成25年度静岡市障害者等相談支援事業の実績について、ご審議願ひます。

事務局から説明をお願いします。

(障害者福祉課 海野主幹兼係長より説明・別紙資料のとおり)

○江原会長 ただいまの説明に対して、質問・意見等がありますか。

○中村委員 9ページ、実施結果の分析・改善事項として、計画相談支援事業所との連携をさらに密にしていきたいという文章が書かれているが、平成25年度の支援内容を見ますと福祉サービスの利用に関する支援が45%と高く、計画相談支援の事業所との連携が必要となるが、具体的にどういうふうに連携を図っているのか伺いたい。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 同じ事業所内に委託相談支援事業所と特定相談支援事業所があれば、お互いに連携し、すみ分けをして対応しているということは想像できるが、特定相談だけをやっている事業所については、困難な事例については、ケース会議等開いていただき、連携していくということが考えられると思う。

○**中村委員** 分析の中では、具体的にはどういう連携をとっているかということ項目はないわけですね。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** これは、各相談支援事業所に出していただいている年度の実績報告書に基づいた分析結果ということである。

○**佐野委員** 3ページ、地域におけるインフォーマルな社会資源調査の中で、障害のある方が利用できる社会資源の作成をしたというのが、どういう形でまとめられたのか。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 市役所内の各課で把握しているボランティア団体やNPOの照会をさせていただく中で出していただいた内容と、社会福祉協議会から情報をいただき、1つのインフォーマルな社会資源という形でまとめさせていただいた。26年度も引き続き福祉サービスを実施している事業所において、有料事業を実施しているところもあるので、照会をして、さらに中身の濃いものにしていきたいと考えている。

○**佐野委員** できれば「福祉のしおり」のような形で、希望する人には配布できるようにしていただきたいと思う。

○**江原会長** 今年度も充実していきたいということであるので、冊子として活用していただきたいと思う。

○**西尾委員** 5ページ、成年後見制度利用支援事業の件数について、これは市長申立て案件だけですね。まだ、要件拡大はしていないのでしょうか。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 市長申立て案件だけです。

○**西尾委員** 今後、市長申立て案件だけではなくて、今後、利用要件に関しては考えていくということではよろしいですか。厚生労働省では、市長申立て案件だけでなく、利用支援事業は使えるとしている。浜松市も、昨年10月から拡大をして対応しているけれども、静岡市は、まだそのままである。成年後見制度につながっていくためには、とても大切な事業であるので、なるべく早く、それなりの検討をしていただきたいと思う。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 障害者、高齢者、いろいろなところと連携をしながら、検討していきたいと思う。

○**西尾委員** ぜひ、よろしくをお願いします。

○**佐野委員** 西尾委員のおっしゃられたことをさらに強化する意味で、市長申立ては予想以上に増えると思う。市長申立てをしない方もという意見が出たけれども、特に高齢ということではなくて、1人になってしまった方が増えてきており、経費的にも負担しきれないということになると市長申立て以外にはない。また、触法系の方で、軽微な触法であっても、そうした方を後見するという方はなかなか出てきてくれないなど、市長申立てしかないケースが非常に多くなっているのので、この件に関しては、十分検討の上、予算化をし

ていただきたいと思う。

○江原会長 拡大できるような検討をお願いしたいと思う。

【議題(2) 平成 25 年度 障がい者虐待防止対策事業の現状について】

○江原会長 それでは、次に、平成 25 年度障がい者虐待防止対策事業の現状について、ご審議願います。

事務局から説明をお願いします。

(障害者福祉課 海野主幹兼係長より説明・別紙資料のとおり)

○江原会長 ただいまの説明に対して、質問・意見等がありますか。

○鈴木委員 私のところも虐待窓口になっている。就労継続支援 B 型、A 型事業所が多いが、利用者が脅されたということがある場合、それが本当かどうか、通報してもいいのかわりか迷いがあり、そういう場合は、行政にまず相談して、書面で通報するかどうかということを知りたい。虐待の防止ということもあるので、事業所に対して、こういうことがあるかもしれないけれどもどうですかと、注意を促して調査をして、それで直ればいいのかとも思うけれども、どういうふうに対応したらいいのか。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 虐待の疑わしいことがあれば、通報を先にお願ひしたいと思う。

○鈴木委員 保護者から事業所に知られてしまうと居にくくなるということをよく耳にするが。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 通報者については、十分配慮をして事業所指導をするので、親御さんが事業所に知られることを心配しないで、まず通報していただければと思う。

○江原会長 疑わしいことがあれば、通報していくということをお願いする。

○佐野委員 通報・届出・相談のうち「虐待あり」と判断された場合、対応するというが、逆に「虐待なし」と判断したが、これはグレーかもしれないということもあると思う。こういう場合、グレーのフォローはどうしているのか。

○海野障害者福祉課主幹兼係長 関係機関がチームで判断して対応している。いろいろな情報を収集し、判断しているので、漏れることはないと思う。相談については、相談支援事業所等に関わっていただいて、何か違う場面が出てくれば、相談という形で対応していただきたいと思っている。

○江原会長 施設の虐待について、8 ページにあるように、事業所に対する改善指導、防止策、改善案の提出をしているということであるが、その後のフォローが必要だと思う。現段階ではどういうことをやられているのか。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 改善案を出していただき、その後、実地指導を行って確認をしている。

○**青野委員** 高齢の父母を障害を持っている当事者がお世話をしなければならない状況もあるかと思うが、虐待の通報として出てきているのかどうか。これはリスクとして非常に大きいわけで、積極的にアウトリーチで支援していかなければいけないと思うが、そういう状況を把握しているのか。また、そういう状況を把握した場合、地域の民生委員との連携について、どのように考えているのか。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 障害を持っている方が高齢の方をお世話していて、その方を虐待している場合は、高齢者虐待ということになるので、通報があった場合は、高齢者担当部署に引き継ぐ。そこに障害の方がいらっしゃる場合は、地域包括支援センターや区役所の高齢介護課と一緒に支援をしていくことになっている。高齢世帯の中に障害者がいるということが、地域の方から情報は見えてこない部分もあり、老障介護ということで地域課題でもあるが、地域包括支援センターと意見交換を行って協力していく方向で進めている。

○**青野委員** 具体的な例は把握されていないということですか。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 具体的に対応したケースはある。

○**青野委員** 虐待加害者と被害者は紙一重です。それを未然に防ぐためには、早くから支援をしていかなければいけないと思う。それを被害者が高齢者であるから、扱わないということは、余り意味がないと思う。両方が加害者であり、被害者であり、障害を持っている人たちが当事者として関わっているのであれば、それも含めて知らせるべきではないか。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** 高齢部署と一緒に、その辺のすり合わせができるといいと思っている。対応としては、高齢者虐待として通報していただいたが、実は障害者虐待であったというケースもあり、お互いに連携をして対応している。

○**西尾委員** 障害者虐待相談・通報・届出件数が昨年度 73 件で、うち虐待案件として対応した件数が 35 件という数字になっているが、社会福祉協議会権利擁護センターではほとんどの方がグレーゾーン若しくはまさしく虐待である。その数字はたぶん入っていない。高齢者の場合は、ある程度システム化されていて、行政が関わっているということが見えてくるけれども、施設従事者が経済的虐待をしているということは去年大分あったが、それは、行政にはほとんど通報されていない。グレーゾーン+まさしく虐待というのは、非常に多いと考えていただきたい。経済的虐待はネグレクトにもつながるし、大体重複虐待だと思う。日常生活自立支援事業を運営している側からすると、この数字は非常に少ない数字だと思った。行政とのパートナーシップがこれからとても大事だと思うし、私たちの方からも声を上げていきたいと思っている。

○**鈴木委員** 経済的虐待に関して、通報するよりも先に行政が知って、ケース会議で呼ばれること大分ある。それは数字に入っていないと思う。

○**海野障害者福祉課主幹兼係長** ケース会議を開いた場合は数に入っている。

【議題(3) 静岡市障害者自立支援協議会の部会の設置について】

○江原会長 それでは、次に、静岡市障害者自立支援協議会の部会の設置について、ご審議願います。

事務局から説明をお願いします。

(障害者福祉課 海野主幹兼係長より説明・別紙資料のとおり)

○江原会長 また、先日既に準備会が開催されたようですが、それぞれの部会の座長から、何か補足説明がありますか。

○西尾委員 私個人としては、この部会に非常に期待をしている。先ほどの数値等もこういう部会をやることによって、さらに拾えるのではないかと思うので、この部会に対しては期待をしています。

○堀越静岡市障害者協会事務局長 こちらはプロジェクトチームということであるので、1、2年の中で結果を出していこうということで、半分、事務局のような立場で座長を仰せつかりました。

検討課題は3点、清水区の地域課題で出ていた強度行動障害を持ったお子さんが児童福祉法の改正によって、20歳以上の入所期間延長ができなくなった。地域に戻らざるを得ない中で、地域の受け皿がないということで児童に対する継続した支援について、ご家族がノウハウを持っていないということで、どのように行動障害をテーマに家庭の中で支援できるかということ、家族に対する支援について、何よりもそういうことができる人材の養成について、準備会を開催させていただいた中で各委員の皆様から合意を得たところである。2月に1回程度の開催し、課題は大きいけれども最終的に結論を見つけていきたいと思う。

○江原会長 ありがとうございます。

それでは、先ほどの事務局からの説明又はただいまの補足説明に対して、質問・意見等がありますか。

○中村委員 構成委員は、どういう手法で考えられたのでしょうか、お聞かせいただきたいと思う。

○海野障害者福祉課主幹兼係長 事前に江原会長、障害者協会、障害者福祉課と協議をし、関係する方を中心に選定をさせていただいた。

○江原会長 協力をいただけるような方を選定して、構成したわけです。

少し、手順が逆になってしまいましたけれども、部会の設置につきましては、自立支援協議会の設置要綱第7条において、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるとしております。

今回、新たに設置が提案されております「権利擁護・虐待防止部会」について、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

事務局案のとおり、「権利擁護・虐待防止部会」を設置することに、ご異議ありません

んか。

【異議なしであることを確認】

○江原会長 ありがとうございます。

「権利擁護・虐待防止部会」の設置を決定します。

なお、「地域生活支援部会の地域課題プロジェクト」については、先ほどのご説明のとおり、課題解決に向けた取り組みをよろしくお願いします。

(7) 報告事項

【議題(4) 行政区障害者相談支援連絡調整会議での地域課題検討状況について】

○江原会長 次に、行政区障害者相談支援連絡調整会議での地域課題検討状況について、ご審議願います。

これらの課題は、前回の協議会において、各区から提起された課題ではありますが、その後における取り組み等について、説明をお願いします。

(葵区・アグネス静岡鈴木相談員⇒駿河区・ひまわり事業団ピアサポート李相談員、松本相談員⇒清水区・清水障害者サポートセンターそら萩原相談員より説明・別紙資料のとおり)

○江原会長 ただいまの説明に対して、質問・意見等がありますか。

3区の地域課題の検討状況について説明をしていただきました。さまざまな課題がありましたが、葵区から対応できるものと仕組みづくりについて、委員の皆さんのご意見をいただきたいというこしがありましたので、お願いしたい。

○浅野委員 かかりつけ医を持つことは大事であり、障害者が医療とつながっておくことは大切だと思うが、なかなか受け皿の整備ができていないので、こちらのネットワークづくりがまず大事なことだと思う。障害者を受け入れてくださいと言っても、なかなか難しいので、アイテムとして、ここで言われているように健康診断書の標準的様式を作成して、それをたたき台として提示していただくのが一番早いと思う。また、健康診断を受けていただくことがかかりつけ医をつくるきっかけにもなると思う。たたき台をつくってもらえれば、これはどうでしょうかと医師会に提示をしていくということは簡単だと思うので、ぜひ早く様式を作っていただければと思う。

○荒田委員 確かに医療機関なので、健康診断書を書いてくれないかと相談されることはある。うちに関わっている患者さんで、施設に入れなくてはいけない患者さんであったが、ご家族から診断書をつくってくれるところがなかなかなくて、大変だということがあった。

かかりつけ医も大事だけれども、かかりつけ医がすぐできないということがわかっているのであれば、それをどうするか考えてもらうことが必要だと、そのとき思った。それは高齢者も皆そういう形でなかなか入れないとなると、それを医療機関に何とかしろというよりは、かかりつけ医を持つことは大事だけれども、すぐ検査結果が出るわけでもないので、緊急時の対応ということであれば、もっと別の視点で考える必要があると思う。

○**浅野委員** 開業医に集中したり、大きいところに集中するから、こういうご意見が出ると思う。患者さんたちのニーズを知らない。そういう言葉では伝わらないのですかという方もいらっしゃるって、そういう方が医師会のメンバーであったりする。そういう方々を取り込むためには、何か様式があったほうがいいのではないかなと思う。

○**荒田委員** 葵区の地域課題検討内容「入所施設及び精神科病院からの地域移行・地域定着の促進」と有効活用の中で書かれているが、これはどういうことを考えているのか。

○**堀越静岡市障害者協会事務局長** 障害福祉サービスの中で地域移行支援、地域定着支援は個別給付化されているが、静岡市では、残念ながら地域移行・地域定着は平成23年に1件あるだけである。元々は地域移行の個別給付化は、精神科の病院に入院をしている方、あるいは施設に入所している方々について地域移行計画を立てて、実際に地域移行した場合には、アパート等を借りる、アパートで何か課題があったときには24時間体制の中で対応するというで個別給付化されているが、この制度が使われていない。

入所施設が少ないので、地域移行ができれば、入所の枠も増えるということで書かせていただいた。

○**中村委員** 葵区の地域課題検討内容「ふじのくに型福祉サービス」というのがあるけれども、ふじのくに型サービスは介護施設が基準該当の事業所として障害者を受け入れるものと理解しているが、静岡市内はどれも基準該当の事業所として利用してもらうことに消極的な気がする。有効活用ということで検討されているので、市が積極的に動いてもらわないと促進はしないと思うが、静岡市の対応としてどう考えているのか。

○**長田障害者福祉課主幹兼係長** 基準該当施設は、今、4施設ある。サービス利用者があるので、登録しているということです。こちらを積極的に利用していこうという考え方は今のところはない。

○**佐野委員** 駿河区の老障介護の課題であるけれども、全国で65歳以上の知的障害者は5万人を超えている。静岡市においても当事者の高齢化が進んでいる。親が高齢になれば、子どもも高齢になりつつある年齢です。両方が高齢化していると考えて、ふじのくに型も活用していけば、何とかいけるのではないかなと思うけれども、いかがでしょうか。

○**長田障害者福祉課主幹兼係長** 介護保険の施設ということで、介護保険法に基づいて施設利用をすることはいいが、障害者が利用する形になると、登録外施設になるので、障害者施設として指定するよりも基準が落ちてしまう。サービスの提供という点で障害者施設よりも質が落ちる形になるので、今現在は、登録外施設を増やすよりも障害者施設をなるべく利用していただきたいという考え方です。

○佐野委員 障害者施設でできないから困っているわけで、できるところを活用しながらやっていく方がいい。質が落ちるといえるが、事業所は評価されるわけですから、質は落とさないと思う。法律や仕組みの枠の中ではなくて、話し合いの域になると思う。どうしてもということであれば介護保険だ、自立支援法だと言っていられない。既存の資源をどう使っていくかということを考えて方がいいと思う。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 サービス利用者としては、老人介護施設の登録外で障害者サービスを利用するという観点で、その施設が登録外を静岡市にお願いをする。静岡市みずからお願いするというのではなく、利用者のための利便性を考えてやっていきたいと思う。

○佐野委員 行政にそこまでアドバイスしなさいとは言えないので、相談支援事業所がその辺りを考えて、アドバイスをしていって、そういう方向に向かっていけばいいと思う。

○中村委員 基準該当で障害者を受け入れたいということを介護保険施設が市にお願いにいけば、すんなりといくのか。今足りないですよ。静岡市内に住所があっても、やむを得ず富士の基準該当のところをお願いしたケースもあって、この間、福祉協会の大会でふじのくに型サービスの事例発表がされたが、「静岡市に住所があるけれども、富士なんですよね。」と発表されていた。何で静岡市がそういう施設の受け入れ先がないのかと参加者は思ったのではないか。他都市ではそういうものをふやしている。それこそ既存の福祉資源の有効活用をしていると、私はとらえたけれどもどうなのか。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 現在4施設ある中で、確かに2施設が富士の施設が登録外であり、もう一つは水見色にある施設である。サービス利用者の利便性ということで、街の中の施設を利用できないということで、水見色の施設を登録外にしたという状況です。

○江原会長 また、このほかに短期入所先の確保ということで、次期障害者計画における位置づけと誘致の検討ということが書いてあるが、この辺についてもぜひ検討していく必要があると思うので、よろしく願います。

○青野委員 駿河区の地域課題検討内容に、高齢者実態調査の対象者拡大と書いてあるが、拡大の方向として具体的にはどう考えているのか。実際には、なかなか福祉サービスに結びつかなくて、孤立してしまって老々介護になってしまうケースが多いと思う。それをどう把握していくかということは大きな課題であると思う。

たとえば障害者相談員事業があるけれども、その人たちとの関係性で情報をいただく。個人情報保護との関連性もあると思うが、連携について計画性を持ってやれるかどうか伺いたい。

○海野障害者福祉課主幹兼係長 高齢者実態調査は、高齢者福祉課で民生児童委員に調査をしていただいている。高齢世帯に成人の障害者の方がいらっしゃる場合は調査対象にならない形を、ぜひ拡大をしてもらいたいという意味で書かれている。

それ以外に相談員さんを使って実態把握をするというご意見もいただいたので、今後検討できるのではないかと思います。

○**青野委員** 障害者が一人で高齢の両親を抱えていて、何とかしたいと思っても難しい。私も高齢の母親がいるが、同居ではないけれども非常に心配になる。

一人では難しいので、こういうときは一人で悩まないで相談をしたらうまくいったとか、事例として明確にしていかないと、イメージだけで困ったよだけでは進まない。その辺をこれからどう対象の方にしていくのか。高齢者と障害者の世帯はどんどん増えていく。その方々にモデルを示していくことが必要だと思う。

若いときから障害当事者がやってきた道を、これから出てくるであろう対象の方々に対して、事前に力をつけるための支援をしていくことも大事だと思う。障害当事者相談員やピアカウンセリングで積極的に同じ仲間を支援したり、そういうときは悩んでいないで、一緒にやっ払いこうとか、親と子が一緒に同居していることによって、虐待があるとするならば、もっと離れてお互いの自立を目指した生活を模索していかなければならない。そのためには住宅の整備、社会環境の整備を総合的に進めていかなければならない。お互いの自立を支援するという意味では、障害者がいつまでたっても高齢の親の面倒を見たり、親が障害を持っている子どもをずっと面倒見ることによって、どうしようもなくなって心中してしまうような例があったので、早いうちからお互いが自立し、安心して子供が生活できる環境にしていけば、こういうことは起こらない。

この部分をもっと行政として、社会として、制度をつくっていくことを具体的に進めていただきたい。そのためには住宅環境やヘルパーの利用に関しても、お互い分離して安心して生きていけるということを事例として示していくことを社会に訴えていただきたい。

○**山本委員** ひとつ提案をお願いしたい。

平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行される。全国で 10 県の中の 1 か所として静岡市も内閣府主催のシンポジウムを開催をした。法律の骨格は決まっているが、今後、合理的な配慮においても細かいところで突き詰めていかなければならないところがあり、県条例、市条例、規則をつくっていかなければいけない。そこにたどりつくためには時間もかかると思うが、静岡市としても障害者差別解消支援地域協議会をつくり、差別解消法に向けた取り組みを議論をしていただけたらと思う。

○**青野委員** 県の相談支援従事者研修の演習の手伝いをしているが、静岡市は相談支援従事者になろうという人が少ないというイメージがある。もっと従事者を静岡市独自で育てていくぐらいの積極性を持って、相談支援体制をつくる。ケアマネジメントという手法で障害者の支援をしていこうということになると、今の体制では絶対無理になってくる。市がそういう体制づくりについて、積極的に応援をして育てていこうということを考えてもいいと思う。

○**江原会長** ありがとうございます。

山本委員からは障害者差別解消支援地域協議会の設置、青野委員からは相談支援体制についてご意見がありましたので、ぜひよろしくをお願いしたいと思う。

(8) 報告事項

【報告事項 サービス等利用計画作成状況について】

○**江原会長** 次に、報告事項に移ります。

サービス等利用計画策定状況について、ご報告をいただきたいと思います。
事務局より報告願います。

(障害者福祉課 長田主幹兼係長より説明・別紙資料のとおり)

○**江原会長** ただいまの報告に対して、質問・意見等がありますか。

○**檜垣委員** 研修の応募者は何人いたのか。

○**長田障害者福祉課主幹兼係長** 今数字は持っていないが、今回、市を通して県に出すという形になっている。市としては、なるべく多く採用してくれということは県に要望を出してある。

○**檜垣委員** うちの法人も応募したが、脚下された。相談支援事業をやっているが、大変で、相談支援員専門員がまいっていて、事業所を閉鎖したいと。そういうこと現場の声を聞いていただいて、手前弁当でいいので受講させてくれ、もう1回どこかの会場でやりましょう、講師の謝礼も持ち寄り出しますと言ったのですが、県も予算があるということで、1会場の1回のみということである。その辺を広げようということで、臨時対策でもいいのでやっていただきたい。相談支援事業所の方々は本当に大変である。相談件数を見てもわかるように、相談窓口があれば、そこに皆さんが相談に来るわけです。手厚いフォローをお願いしたい。数字の結果だけではなくて、そこで働く方々のことを考えて手配をしていただきたい。

○**山本委員** 今年、相談支援従事者研修の案内はメールが1通来ただけでした。去年までは、封書で手紙もくれた。メールを見落としたり、申し込みができない。増やしたいのに、それだけのことでなくなってしまうのは非常に残念な話なので、手紙なり、FAXなり、メールなり、いつまでが申し込み期限なので申し込みをしてくださいという積極的な案内をしてほしいと思う。

静岡県ではサビ管が相談支援従事者と同じように課外研修を受けなければならない。そうすると皆、3割減は痛いから、相談支援専門員よりサビ管つくった方がいいということになる。国としては最初の2日間の講義だけで済む。2日間だけならもっと大きな何千人という会場で、サビ管を受けさせることができる。5日間に関しては相談支援従事者を受けさせれば、もっともって人を増やすことができる。しかし、そちらは県が担当しているので、できれば市としても相談支援従事者をふやすために、今の仕組みはどうかと思うところもあるので、よく考慮していただければありがたいと思う。

○**中村委員** 作成率が今35.1%ということであるが、平成27年3月末でサービス支給決定を受けている4,421人に絶対に計画をつくらなければいけないということではな

いですよね。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 27年4月1日以降に更新になる方は、必ずそこで作らなければならないということになっているので、極端な話ですと、27年3月の更新の方は、1年間猶予される。サービス利用計画がなくても更新できるということになる。

○中村委員 何パーセントまでいけば、利用者がサービスを受けられなくなるという不利益を被ることがないことになるのか。これは全国の相談支援部会でも話題になった。パーセンテージばかりで、100%いかなければいけない、まだ35%しかいっていない、あと数か月で65%、できるわけじゃないかとなってしまふ。静岡市としては、あと何件なら、そういった不利益はないのか。相談支援専門員は出口のないトンネルでやっている感じがする。一体どれだけやればいいのか。本当は27年4月以降の方が私は大変だと思っている。今とはとにかくつくればいいのかということをつくっていただいているが、4月以降はそうではない。そちらの方の対策を考えなければならない時期なのに、そうは言われていられないと。相談支援専門員は必死でやっているんです。大体、ここら辺までいけばいいんだよという出口を示していただけると安心できると思うが。

○長田障害者福祉課主幹兼係長 今のところそういった数字は持っていない。

○江原会長 利用者の方に不利益にならないようにという観点で、市もイニシアチブをとってやっていくということが必要だと思うので、よろしく願いしたい。

以上で、本日予定しております内容は終了となります。

委員の皆さんにおかれましては、円滑な進行にご協力いただきましてありがとうございました。

(9) 閉会

○江原会長 これにて、平成26年度第1回 静岡市障害者自立支援協議会を閉会します。

ありがとうございました。